

労働基準広報 2018 No.1947

1/21

CONTENTS

特集 職場のハラスメントのトラブル回避策 —— 6

ハラスメントは「予防」も重要であるが発生を念頭に置きトラブル回避の方策を

セクハラ・パワハラという言葉が、定義としての正確性はさておき、言葉の認知度としては世間一般で定着し、「やってはいけない」ことであるとの認識は浸透している。それでも、筆者へのセクハラ・パワハラに関する相談、和解の交渉、裁判対応等の依頼が途切れることはないという。このような状況からすると、職場のハラスメントを「予防」することはもちろん重要であるが、それだけではなく、実際に発生することを念頭に置き、いざという場合にトラブルとならない、トラブルが大きくなることを回避する方策も知っておくことが重要といえる。本稿では、職場のハラスメントの早期発見のポイント、実際に相談窓口へ申告がなされた後の対応など、トラブル回避の方策について山口毅弁護士に解説してもらった。

(弁護士・山口毅 (石寄・山中総合法律事務所))

●裁判例から学ぶ予防法務〈第38回〉 —— 18

NHK名古屋放送局事件

(名古屋地裁 平成29年3月28日判決)

精神疾患で休職した者のテスト出局の処遇と復職拒否
休職トラブル防止のため試し出勤と
休職期間の通算規定を設けるべき

(弁護士・井澤慎次)

●労働局ジャーナル —— 31

働きやすい職場環境を目指して
新はつらつ職場づくりセミナー
を開催

[岐阜労働局]

●知っておくべき職場のルール —— 32

〈第73回〉「企画業務型裁量労働制」

事業の運営に関する
業務等を行う労働者が対象

(編集部)

●NEWS —— 1

(厚労省・長時間労働の是正に向けた取組み
一層強化)36協定未届の事業場対象に自主点
検実施/ (28年度・石綿被害の補償状況) 労災
請求件数・支給決定件数とも前年度より増加
/ (29年6月現在の障害者雇用状況) 民間企業
の実雇用率は6年連続過去最高の1.97%/
ほか

●2018年 厚生労働行政の抱負 —— 34

職業安定局長 小川誠

雇用環境・均等局長 宮川晃

人材開発統括官 安藤よし子

●連載 労働スクランブル[®] (労働評論家・飯田
康夫) —— 40 ●労務資料 平成28年パートタイム労働者
総合実態調査結果②～個人調査～ —— 42 ●本誌
読者アンケート —— 47 ●わたしの監督雑感 広島・
呉労働基準監督署副署長 中空謙二 —— 54 ●今月の
資料室 —— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

雇用保険法 [基本手当の受給期間延長したい] 申請手続きは	48	特定社労士・三戸礼子
賃金関係 [転勤者が通信費の領収書を6か月未提出] 支払わないでよいか	50	弁護士・岡村光男
募集・採用 [新会社で採用の正社員の契約は1年更新] 考えられる問題点は	52	弁護士・小川和晃